

滞納管理WT議事（令和6年7月17日～令和6年7月23日）

#	仕療育分類	案件No.	件名	分類	WT類型事項	回答集約（地方団体構成員）	検討結果
1	印字項目	0150125	交付要求通知書※滞納者用）別紙財産について	共有	印字項目・諸元表における以下の欄面上、「その他編集条件」列に「1 2 行以上の場合、”※財産の詳細は、別紙物件目録のおおげ”を印字」といった記載がある箇所について、「物件目録」という欄票は存在せず、帳票要件上はID0150470「財産目録」が正であることから、文意について以下の通り修正する。 正：財産目録 例：以下の通り ■ 1 2 行以上の場合、”※財産の詳細は、別紙物件目録のおおげ”を印字 0150011、0150012、0150013、0150018、0150020、0150082、0150083 ■ 1 2 行以上の場合、”※財産の詳細は、別紙差押債権のおおげ”を印字 0150022、0150023、0150024、0150026、0150033 ■ 7 行以上の場合、”※財産の詳細は、別紙物件目録のおおげ”を印字 0150055、0150056 ■ 1 3 行以上の場合、”※財産の詳細は、別紙物件目録のおおげ”を印字 0150088 ■ 1 4 行以上の場合、”※財産の詳細は、別紙物件目録のおおげ”を印字 0150147	(E市)：（意見なし） (K市)：（意見なし） (C市)：（意見なし） (I市)：（意見なし） (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：（意見なし） (H市)：問題ありません。 (D市)：（意見なし） (A市)：承認しました。 (地方税共同機構)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	左記の対象について、「桁数超過の場合、”※財産の詳細は、別紙財産目録のおおげ”を印字」に統一して修正した。 なお、誤記の修正であることから、適合基準日については考慮していない。 印字項目の修正帳票は、帳票要件の改定理由にも記載済み
2	機能要件	0150352	収納管理システムとの連携について	意見照会	【確認】 現行備考に記載されている「別名情報については、固定資産税システムの共有情報（固定資産税システム4.2.1.1）を収納管理システムで受け取った（収納管理システム1.1.2.1）ものを受領する想定」については、受領方法についてシステムの構成によることから、特段制約する必要がないため、文章を削除することとしてよいでしょうか。	(E市)：問題なし (K市)：「受領する想定」については一種の例示と考えていました。 (C市)：問題ない (I市)：問題なし (B市)：固定資産税システム＝収納管理システム＝滞納整理であれば、受領方法は制約なくともよい。 (J市)：（意見なし） (F市)：削除して問題ない (H市)：問題ありません。 (D市)：文意削除で問題ないと考えます。 (A市)：問題ございません。 (地方税共同機構)：意見ありません。 (デジタル庁)：固定資産税システムから滞納管理システムへの共有情報の直接連携も想定に追加されるものと理解しようとしていました。もし、直接の連携規定が必要である場合、現在の機能別連携仕様においては、収納管理システムで受け取った共有情報を滞納管理システムに連携することとしており、開発への影響が考えられることから、適合基準日について開発事業者への影響も十分確認の上で設定いただきたい。 (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	デジタル庁意見から、削除することで現在の機能別連携仕様がない連携を認めることとなり、開発事業者に影響することから、特段削除する必要はないと思われるため、削除はしないこととする。
3	機能要件	150077	「報告書発送履歴（文交経過を含む）を自動で削除されること。」について	共有	全国意見照会の結果、特段の意見がなかったことから、本要件は修正しませんでした。	(E市)：（意見なし） (K市)：（意見なし） (C市)：（意見なし） (I市)：（意見なし） (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：（意見なし） (H市)：問題ありません。 (D市)：（意見なし） (A市)：一部消込の場合、手書きで金額を修正して出力する場合等があります。この場合、催告書引取りリストの対象になりますが、実際には引き抜きせずに発送しています。 催告書発送履歴（文交経過を含む）は、自動でなく（引き抜きした対象者を確認後に）手動で削除すべきです。他団体も左記の要件では運用上困ると思います。 新期に機能要件を追加するのではなく、「自動で」の記述を削除する形で対応をお願いします。 (地方税共同機構)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	A市の意見については、「自動で削除されること」→「自動で削除することができること」と、できる規定に修正したため、手動での運用が想定されることから、特段対応不要とする。 既に全国意見照会版で仕様書に反映済みであることから、今回は特段の反映は行わない。
4	印字項目	150248	頂戴32「徴収猶予を取り消した期間」について	意見照会	【確認】 類似帳票である徴収猶予取消通知書（帳票ID 0150226）、職権による換価猶予取消通知書（帳票ID 0150240）には同様の項目は記載されていないことから、本項目を削除してよいでしょうか。	(E市)：問題なし (K市)：問題ないと考えています (C市)：問題なし (I市)：問題なし (B市)：徴収猶予を取り消した期間については、削除しても良い。ただし、徴収猶予取消通知書（帳票ID 0150226）の頂戴30「徴収猶予取消年月日」及び、職権による換価猶予取消通知書（帳票ID 0150240）の頂戴29「職権による換価猶予取消年月日」それぞれに、猶予決定日同様に中分類の元号及び年月日が必要と思われる。 (J市)：（意見なし） (F市)：削除して問題ない (H市)：問題ありません。 (D市)：項目を削除して問題ないと考えます。 (A市)：問題ございません。 (地方税共同機構)：意見ありません。 (デジタル庁)：異論ございません。 (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	B市の意見の通り、中分類に元号、年月日の整理が必要となることから、ID0150226、0150240でそれぞれ対応した。 印字項目の修正帳票は、帳票要件の改定理由にも記載済み
5	機能要件	150343	滞納処分情報の終了年月日が破産開始決定年月日と同一としてよいかについて	意見照会	【確認】 地方団体から、「破産の開始は既に執行されている差押を終了させる要項ではないため、終了年月日＝破産開始決定年月日とはならない認識です（破産法第43条第2項）」と意見がありました。 ことからして、破産開始決定年月日を削除することで問題ないでしょうか。	(E市)：問題なし (K市)：破産手続開始決定前からの差押えは執行することが可能なので、一律に滞納処分情報の終了年月日を「破産開始決定の日」と同一とすることは、誤火考えます。 (C市)：問題なし (I市)：意見と同一の認識。 (B市)：機能要件No.150222において「破産手続開始決定日」が定義されているため、「機能要件No.150343」内の文量からは削除することで問題ない。 (「破産手続開始決定日」の項目については、破産事件に係る交付要求手続における「財団債権」「優先的破産債権」「劣後的破産債権」の判定のために必須であると認識している。） (J市)：（意見なし） (F市)：削除して問題ない (H市)：問題ありません。 (D市)：削除して問題ないと考えます。 (A市)：問題ございません。 (地方税共同機構)：意見ありません。 (デジタル庁)：異論ございません。 (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	全構成員において、終了年月日≠破産開始決定年月日 であることから、機能要件の記載を修正する。ただし、B市記載の通り、「破産開始決定年月日」の項目については必須（財団債権、破産債権の延滞金計算などに必要となると想定）となることから、以下の通り表現を修正する。 旧「終了年月日（処分自然消滅年月日、破産開始決定年月日）」 新「終了年月日（処分自然消滅年月日） ・破産開始決定年月日」 なお、基本データシステム上も記載されていることから、すでにこのシステムにおいても本項目は実装されている想定。
6	機能要件	150343	誤字について	共有	要件の考え方・理由欄に「滞納処分情報の管理は、滞納処分執行に際し必要であり、 「とした。」 とありますが、記載が誤って削除されてしまっていることから、以下の通り修正します。 「滞納処分情報の管理は、滞納処分執行に際し必要であり、 「実装必須機能」とした。」	(E市)：（意見なし） (K市)：（意見なし） (C市)：（意見なし） (I市)：（意見なし） (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：（意見なし） (H市)：問題ありません。 (D市)：（意見なし） (A市)：承認しました。 (地方税共同機構)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	機能要件上、左記のとおり対応した。
7	機能要件	150109	分割納付計画策定（機能要件機能ID150109）の解釈について	意見照会	【確認】 地方団体から、「本機能要件は、「分割納付期別の優先順位を任意に設定できること」「期別、納期限、本税優先でのソート機能を有すること」の両方を満たしている必要があると解釈すべきと考えています。しかし、システムベンダーは「ソート機能を使用し任意の優先順位を設定できること」で要件を満たすし、期別の優先順位を任意に設定できることについては実装しないと考えを示されています。」「任意」の解釈についてご教示ください。と意見がありました。 事務局としては、「期別、納期限、本税優先でのソート機能を実装すること」の中で、任意に選択できること、という趣旨で作成しており、完全に任意（例えば、〇1234→4321 ×1234→1324）は想定をしていません。こちらは仕様書の「考え方・理由」に追記する想定ですが、問題ないでしょうか。	(E市)：こちらの認識とでは「分割納付期別の優先順位を任意に設定できる」の中に「期別、納期限、本税優先でのソート機能を実装すること」が内包されていると認識して、現行システムでは完全に任意に設定出来る。期別に対し1234、4321だけは限らない。窓口での本税のみ納付した場合、その期別を最後にしたし、複数の税目で分割納付を組む場合など。 (K市)：任意とソート内容がどのようなものかお聞かせください。 また「ソート機能を使用し」のソートの内容によって完全に「任意」の設定ができると考えてよいのでしょうか？ (C市)：問題なし (I市)：当市の現行機能では、期別毎の優先順位を完全に任意で設定する機能を有している（ただし、延滞金については優先順位を高く設定しても、本税が優先される） 当市の認識としては、優先順位については「完全に任意」を可能とする要件と考えていました。 納税義務者から、ソート機能のみでは対応できないような納税計画の希望が出る場合があるため、「完全に任意」とする機能が望ましいと考えます。 (例：「制度・融資等の条件」「〇〇税に未納がないこと」があり、該当目次かつ現年度を優先して納付したい」等の理由で、「①：現年度の国民健康保険税＞②：滞納繰越金＞③：滞納繰越分の市都民税＞④：現年分の市都民税」等の優先順位で計画を作成。） 「完全に任意」を実装必須とできない、ということであれば、「期別毎の優先順位を任意に設定できない場合、ソート機能に加えて、機能No150126及び機能No150127の金額・指定期日の個別設定機能との併用で任意の納税計画が策定できれば可とする。」等を追加する方法ではいかが。 (B市)：仕様書の「考え方・理由」に追記で良い。 (J市)：（意見なし） (F市)：例にあるような順での分割納付作成は例外的であり、そういった場合は複数の分割納付を設定することで対応は可能であると考ええる。しかし任意での優先順位設定がないのであれば科目でのソート機能も追加されることが好ましい。 (H市)：問題ありません。 (D市)：事務局の想定で問題ないと考えます。 (A市)：問題ございません。 (地方税共同機構)：意見ありません。 (デジタル庁)：市町村の税業務に関する事項のため、制度所管省庁において適切に判断いただければ、当庁から意見はございません。 (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	【整理結果】 ■完全に任意（1234→1324） ・E市（ただし、記載いただいた運用例は、本税優先のソートで対応可能） ・I市 ■期別、納期限、本税優先のソートのみ ・上記以外の地方団体 【方針】 ・完全に任意での設定は、標準オプションとして追加する。 →I市の例は確かに考えられるものの、F市の回答「複数の分割納付を設定することで対応は可能」のとおり、その場合は優先して納付すべき箇所のみを分割納付計画に含めることで対応可能と想定。 →ただ、E市、I市のシステムは完全に任意で設定するシステムであり、それらのシステムをダウングレードさせることを避けるため、標準オプションでの実装とする。 【その他意見】 K市の意見について。 ＞任意：以下の順序いずれも可能としたい → 1234→4321 1234→1324 ＞ソート →期別、納期限、本税優先で、昇降降順で並び替える趣旨 ＞「ソート機能を使用し」完全に「任意」の設定ができるか →完全に任意の設定は、ソート機能だけではできない想定
8	機能要件	150116	分割納付計画策定（要件機能ID150116）の解釈について	意見照会	【確認】 地方団体から、「滞納システムの機能要件ID150286と収納システムの機能要件機能ID140459において、口座振替対象期の納付書再発行納付書を発行する際にはエラー又はアラートとして通知できることが実装必須となっている」と意見がありました。 納付書の再発行や分割納付は滞納管理システムから発行する運用が多く、収納システムの機能要件の目的である過誤納の発生防止の観点から、滞納管理システムにおいても同様にエラー又はアラートとして通知できることを実装必須とすべきと考えますが、機能要件としない理由をご教示ください。と意見がありました。 事務局としては、エラーアラートに限らず、『3. 交付に記録の事件について』は、基本的に再発行納付書だけでなく、そのほか出力される納付書についても実装を想定していることから、仕様書の「考え方・理由」に追記する想定ですが、問題ないでしょうか。	(E市)：問題なし (K市)：考え方を整理したければと思います (C市)：問題ない (I市)：問題なし (B市)：仕様書の「考え方・理由」に追記で良い。 (J市)：（意見なし） (F市)：機能要件で必須となっているが、「機能要件としない理由」を確認している。実際は機能要件に存在しているため、矛盾しており意図が掴めない。 「考え方・理由」への追記については再発行以外への要件の適用についてという理解であれば問題ないが、滞納管理システムより発行する納付書は基本的に再発行扱いという認識である。 (H市)：問題ありません。 (D市)：事務局の想定で問題ないと考えます。 (A市)：問題ございません。 (地方税共同機構)：意見ありません。 (デジタル庁)：地方公共団体運用等についての確認事項と思われるため、要件に対する意見はありませんが、開発への影響が考えられることから、適合基準日について開発事業者への影響も十分確認の上で設定いただきたい。 (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	F市意見について、前段は、意見元質問への感想と思われる。後段は、F市認識の通り。であることから、当初想定通りの修正とする。 なお、具体的修正は、機能要件の以下に補記する形で実施している。 ・要件の考え方・理由 ・第4.0版への改定理由（第3.0版からの変更点）